平成20年度 函館市福祉サービス苦情処理制度 運用状況報告書

[平成20年4月1日~平成21年3月31日]

平成21年1 O月

函館 市

はじめに

福祉サービス苦情処理制度は、福祉サービスを受けた市民に不利益が生じた場合に、相談窓口として第三者の立場から客観的に調査・判断し、問題の解決に向けた手助けを行うことにより、利用者の権利の擁護や福祉サービスの向上を目指すことを目的としております。

苦情の相談については、関係機関などに対し事実確認や調査を行った後、苦情処理委員が苦情の内容を客観的に判断し、サービスなどの改善が必要と思われる場合には、市に対しては勧告や提言を、また、事業者等に対しては改善の要請を行っており、これを受けた市や事業者等は、その意見を踏まえ、サービス提供のあり方の見直しや具体的な改善策を検討するなかで、苦情の再発防止と福祉サービスのより一層の向上に向けて、努力しております。

苦情・相談の受付件数は、平成13年に制度の運用を始めて以来、横ばいを続けていた ものが、18年度以降は増加傾向を示し、19、20年度は100件を超える相談が寄せられまし たが、同一人が複数回の相談を寄せることも増加の要因のひとつとなっております。

また、昨今の傾向としては、サービスの利用にあたっての利用者と事業者等とのコミュニケーションの不足から生じる苦情が増えてきており、この原因としては、利用者に対する制度そのものの説明が十分とはなっていないことが考えられ、また、案件が複雑化した後に相談に至るケースでは、解決までに相当の時間を要することが多くなっております。

苦情・相談の受付件数が増加したことは、利用者が苦情を訴えやすい環境が整ってきたとも言えますが、具体的な苦情の解決を通じて福祉サービス全体の向上を図ることが、当制度が担う最も重要な役割であることから、依然として苦情の形で表に現れない事例があることも踏まえ、今後もサービスを利用する側と提供する側の両者に平等に目を向けながら、市民が納得し安心して福祉サービスの利用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

平成20年度 函館市福祉サービス苦情処理制度 運 用 状 況 報 告 書 目 次

はじめに

1 福祉サービス苦情処理委員から	$1\sim 2$
委員 窪 田 良 弘 (弁護士) 1	
委員 寺 尾 尚 (函館大谷短期大学講師) 2	
2 苦情等の受付状況および処理結果	3~5
(1) 苦情等の受付状況 3	
(2) 苦情の処理結果 4	
(3) 結果通知の内容 5	
(4) 苦情以外の相談等の処理結果 5	
3 苦情の具体事例	6~27
参考資料	
資料1 苦情等の分類	28~29
資料2 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例	30~33
資料3 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例施行規則	3 4

1 福祉サービス苦情処理委員から

○福祉サービス苦情処理委員としての感想

函館市福祉サービス苦情処理委員 窪 田 良 弘 (弁 護 士)

昨年度の苦情や相談で目立ったことは、第1に生活保護関係のものが多かったことです。内容としては、受給者の方が、市のサービス内容や担当職員の態度に関する不満を述べるもの、他の受給者の不正を指摘してそれを市がチェックしていない旨を批判するものなどが目立ちました。この背景には、昨年秋以来の不況の影響もあって、生活保護受給世帯を取り巻く経済情勢が一段と厳しくなっていることがあるものと思われます。

目立ったことの第2として、相談者にメンタル面の問題を抱えている方が少なくないことが上げられます。相談受付の段階でも、そもそも何を訴えておられるのかを当方が把握することが困難なケースや、訴え自体は明瞭であってもその根拠となる事実関係が相談の度毎に変化するために対応に苦慮するケースなども目に付きました。この背景には、メンタル面に問題を抱える方の訴えについて、従来は地域社会や職場である程度対応できていたところ、近時の少子高齢化の進行や経済不況の影響によりその対応力や余裕が失われてきた結果、公的機関に相談される方が増えたのではないかと推察しております。

目立ったことの第3として、他の地方自治体との対応の違いを指摘して、何度も繰り返して市の福祉サービスの内容や対応について苦情を述べる方がいたことです。ご指摘の中にはもっともだと感じることもあれば、まったく的はずれと思われることもありましたが、苦情処理委員としては福祉法制全般について大変勉強になりました。

今年度も、寺尾先生や事務局の助けを借りながら、真摯に相談や苦情に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い致します。

○福祉サービス苦情処理委員としての1年目を終えて

函館市福祉サービス苦情処理委員 寺 尾 尚 (函館大谷短期大学講師)

平成20年度から前任者の森山治先生(元北海道教育大学函館校准教授、現金沢大学大学院准教授) の後を受け、福祉サービス苦情処理委員として勤務させていただきました。

就任前に森山先生から委員の仕事についていろいろと話を聞き、それなりの覚悟を決めていましたが、この1年間を振り返ると、この仕事は想像以上に大変な責務であり、そのために私自身がいろいろと思案を巡らし、多くの勉強をさせていただきました。そんな試行錯誤の中で終えた平成20年度を振り返り、印象に残ったことを何点か述べさせていただきます。

1点目は、森山先生も平成19年度の委員報告で述べていますが、やはり福祉サービス従事者の質の問題があるかと思います。

福祉サービス従事者の質を向上させるためには、まず従事者が利用者を主とした適切なサービス提供を行うという立場での支援・援助をするという意識を持つことだと思います。

そのためには、従事者の思いや考えを一旦横に置き、まずは利用者の話に耳を傾けて聴き、ニーズ を正しく把握することが必要です。

次にサービス提供に必要不可欠な専門知識については、福祉制度(特に法制度)は頻繁に変わります。そのため従事者には常に専門知識をマイナーチェンジしなければならないという意識を持ち、情報を収集する弛まぬ努力が望まれます。

以上が改善されると、サービス利用者との信頼関係を築く上での最低条件が従事者側に身につき、 支援・援助がスムーズに進んでいくと思われます。

2点目はサービス利用者への視点です。いくつかの相談では不可解な不定愁訴が多い利用者に対し、 単に利用者側の問題であると一掃しているものがありましたが、そうだとは言えないこともあります。 不定愁訴が多いと言うことは、もしかしたら従事者がその利用者のニーズを的確に捉えていないこ

とがあるかもしれません。また利用者が従事者との関係を切りたくないことから様々なことを要求していると考えることも出来ます。

不可解な言動だけに注目するのではなく、是非とも利用者の気持ちに寄り添った支援・援助をお願いしたいと思います。

第3点目は今の時代を反映した生活保護に関する相談が増えていることです。私自身もこの業務を 通じて社会保障についていろいろと勉強させていただきましたが、この制度について福祉サービス関 係者だけではなく、一般市民も正しい情報と知識を持つべきだと感じました。

最後になりましたが、この1年間、市民の皆様、福祉関係者の皆様、窪田委員ならびに事務局、市職員の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて篤く御礼を申し上げます。

2 苦情等の受付状況および処理結果

(1) 苦情等の受付状況

平成20年度に受付けた苦情は84件、苦情以外の相談等は18件で計102件であった。

[受付件数と内訳]

区分	苦情	苦情以外の相談等	計
福祉サービスに関するもの	77	10	87
市の処分	30	4	34
市のサービス提供	23	_	23
市の介護保険に関する処分等	1	1	2
民間事業者のサービス提供 (介護保険サービス)	17	4	21
民間事業者のサービス提供 (介護保険サービス以外)	6	1	7
福祉サービス以外のもの	7	8	15
計	84	18	102

[分野別件数]

区分	苦情	苦情以外の相談等	計
福祉サービスに関するもの	77	10	87
高齢者福祉関係	9	_	9
障がい者福祉関係	7	2	9
生活保護関係	27	3	30
児童・母子関係	9	_	9
介護保険関係	19	5	24
その他の福祉サービス関係	6	_	6
福祉サービス以外のもの	7	8	15
計	84	18	102

[相談者の属性] ※表中の()は、福祉サービスに関するものの件数

区 分	苦 情	苦情以外の相談等	計
実 名	61 (57)	14 (7)	75 (64)
匿 名	23 (20)	4 (3)	27 (23)
計	84 (77)	18 (10)	102 (87)

区分	苦情	苦情以外の相談等	計
本 人	55 (49)	12 (6)	67 (55)
本人以外	29 (28)	6 (4)	35 (32)
計	84 (77)	18 (10)	102 (87)

[受付方法] ※表中の()は、福祉サービスに関するものの件数

区 分	苦情	苦情以外の相談等	計
来所	15 (14)	2 (1)	17 (15)
電話	67 (61)	15 (8)	82 (69)
F A X	- (-)	- (-)	- (-)
手 紙	1 (1)	1 (1)	2 (2)
電子メール	1 (1)	- (-)	1 (1)
計	84 (77)	18 (10)	102 (87)

(2) 苦情の処理結果

寄せられた苦情84件のうち、福祉サービスに関するものは77件であり、所管課または事業者に対し事実確認等調査を行ったものは42件であった。

そのうち、結果を相談者に通知したものは、申立てを受け付けたものを含め16件(市の機関が行う福祉サービスに関するもの13件、民間事業者が行う福祉サービスに関するもの3件)、匿名等により結果を相談者に通知しなかったものは26件であった。

また、相談者が所管課または事業者に対して、氏名等を明らかにすることを望まないなどの理由により、具体的に調査を行わないが、所管課または民間事業者に対し、事務局から苦情の内容を報告し、取扱いに配慮を求めたものが11件(市の機関が行う福祉サービスに関するもの8件、民間事業者が行う福祉サービスに関するもの3件)あり、所管課や民間事業者において、職場内で周知を図り、今後の対応の改善に向けた取組みが行われた。

さらに、事務局または委員が実情等を聴取し、説明・助言により相談者が了解したものが7件、対応途中で苦情に対して一応の解消・軽減が図られたもの4件、当制度での対応が困難なため関係機関に対応を依頼したものが1件、その後連絡が取れず対応を中止したものが1件、福祉サービスの個別の利用に係るものでないため、制度で取り扱う対象外のものが10件であった。

福祉サービス以外に関するものは7件であったが、本制度で取り扱う対象外のものであるため、苦情の内容を聴取後、所管する関係機関等へ連絡し、対応を依頼した。

[処理結果]

区分	件数	具体事例No.
福祉サービスに関するもの	77	
調査を実施したもの	42	
申立書を受理し、調査結果を通知したもの	2	9. 13
苦情の相談を受け、相談者に調査結果を通知・	1.4	6. 8. 10. 21. 24. 29. 30
報告したもの	14	31. 33. 38. 47. 53. 55. 63
		3. 7. 11. 14. 15. 17. 18
相談者に調査結果の通知はないが、所管課また	26	19. 22. 23. 25. 26. 28. 32
は事業者に配慮を求めたもの	20	34. 36. 37. 41. 42. 45. 46
		57. 60. 62. 65. 66
調査を実施しなかったもの	35	
所管課または事業者に苦情の内容を伝え、対応	11	1. 4. 12. 27. 35. 40. 43
に配慮を求めたもの	11	44. 51. 56. 64
苦情を聴取し、説明および助言等により相談者が了解したもの	7	5. 16. 20. 39. 48. 58. 59
対応途中で、苦情に対して一応の解消・軽減が 図られたもの	4	2. 49. 50. 52
関係機関に対応を依頼したもの	1	61
その後の連絡が取れず、対応を中止したもの	1	54
継続中	_	
制度で取り扱う対象外のもの	11	
福祉サービス以外のもの	15	
計	84	

(3) 結果通知の内容

申立て2件は障害福祉課に対するものであった。

苦情処理委員による審査の結果,1件は一部改善の検討が必要とのことで所管課に対し提言を行い,その改善報告を受け,対応結果を申立人に通知した。

1件は、所管課の対応に不備はなく、苦情には理由がない旨申立人に通知した。

また、申立て以外の14件については、苦情処理委員の意見を踏まえ、市または民間 事業者に改善を依頼し、その改善内容を相談者に通知するなどの対応を行った。

(4) 苦情以外の相談等の処理結果

苦情以外にもさまざまな相談等が、18件寄せられた。

区分	件 数	主 な 内 容
福祉サービスに関するもの	11	
市の処分	5	障がい児施設サービスの運用拡大
		生活保護費の支給要件
		ケースワーカーの対応
市のサービス提供	_	
市の介護保険に関する処分等	1	要介護度の変更
民間事業者のサービス提供	4	入所施設の変更時期
(介護保険サービス)		ヘルパーへの対応
		介護保険サービスの内容
		ケアマネジャーの変更
民間事業者のサービス提供	1	施設の内部告発文書の取扱い
(介護保険サービス以外)		
福祉サービス以外のもの	7	施設の労使関係
		空家を福祉に活用する方策
		成年後見制度における保佐人の資格
		生活保護費の管理
計	18	

上記の相談等については、事務局が必要に応じて所管課に問い合わせるなどして、相談者に対して説明・回答を行ったが、相談内容によっては関係機関または他部局を紹介し、直接相談するよう助言した。

[処理結果]

区 分	件数
相談等の内容を聴取後、説明・回答を行ったもの	13
関係機関・他部局を紹介したもの	5
計	18

3 苦情の具体事例(福祉サービスに関するもの)

分類等については、参考資料1 (28ページ~29ページ) をご覧ください。

(1) 市の処分に関する苦情

No.1

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
			生活保護の収入認定についてであるが、妻が仕事をして	こいたのが損	最近発覚し, 生活支援
要		山口	課から指摘を受け保護費を返還することとなった。返還会	とは分割です	けることとなっていた
安		日	が、2月分の収入申告をしていなく、その分が差し引かれ	た。 2月2	分の未申告分も、分割
			にしてくれたらいいのではないか。		
			相談者に対し、再度担当ケースワーカーと相談するよう	う助言し、言	告情については, 事務
<i>Б</i> П. 3	理 結 男	: #	局から所管課に状況を伝える旨を伝えた。 所管課に確認	忍したとこれ	ろ、相談者には2回ほ
700 1	生 和	木	ど説明しその都度納得はしていたが、実際お金がない状況	兄なので苦情	青処理委員事務局に相
			談したと思われるとのこと。所管課から再度説明するよう	対応を要請	青した。

No2

分	類	等	生活保護関係	相談者	親	(実	名)
			生活保護受給中であるが子どもの就職内定に伴い、就職	機先から研究	定費が支払:	われる	こと
要	E		となった。これは収入としてみなされるのかを、所管課へ	確認した。	ところ、収	入とみ	なす
女	F	Ħ	との説明をうけた。しかし、その研究費は5年間会社に貢	貢献できなに	ければ全額	返済し	ない
			とならないものであり納得できない。				
			苦情処理委員との面接を予定していたが、面接前に相談	炎者が所管	课へ正式な	内定書	を持
			参したため、確認したところ、特別貸付奨学資金と記載な	ぶあったた	め、収入と	はなら	ない
			との説明をし、了承したとのこと。				
<i>h</i> п. ∓I	田红	甲.	しかし、相談者からの相談がなかった場合、不利益を被	せっていた	可能性もあ	ったこ	とか
X 12	処理結果	木	ら、委員から、相談された内容については書類の確認など	ごの対応を	するべきと	の意見	があ
			った。				
			所管課には、委員の意見を踏まえ、今回の事例を周知し	」,同様の	相談があっ	た場合	に適
			切に対応できるように要請した。				

					- 141-
分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
			精神関係の病院へ通院していて、今年の夏くらいから生 先日、住んでいるアパートの同じ階の部屋で死体を見た	こ。その後,	自分のアパートには
			とても住めず祖母の家に泊まっている。ケースワーカーに	_事情を説明	月し転居したい旨を伝
要		山口	えたが、そのようなことで転居費用は出せないと言われた	上。転居した	よければ、快方へ向か
			っていた病気が元に戻ってしまう。		
			精神的な病気なので、このような所に戻ったら病気が弱	悪くなるのに	は明らかなのに、 転居
			費用は出してもらえないのだろうか。		
			事務局への相談から数日後、相談者が担当のソーシャル	レワーカーに	こ相談したところ,ソ
<i>ь</i> п -	処理結	. ==	ーシャルワーカーと担当ケースワーカーとが話合いをする	うこととなっ	ったとのこと。
处:		禾	苦情処理委員との面接をすることとなっていたが、相談を	皆から現時!	点では対応する必要が
			ないとの連絡があったため対応を終了した。		

					110.1
分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (匿 名)
要		四瓜	相談者は生活保護を受給しており、無料で受けられる例に聞いたが、明確な説明がなかったので、関係する窓口にな」と担当ケースワーカーに怒られた。なぜ、悪いこともしらないのか。 市の他の窓口職員はとても親切に対応してくれるが、打っている。	聞いたとこ していない	ろ「勝手なことはする Dに怒られなければな
処∃	理 結	果	担当ケースワーカーの名前は本人の意向で確認できなた 伝えることで了承を得た。 所管課には苦情内容を連絡し、今後の対応に留意するよ		

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人	(匿名)		
			生活保護を受給しており、体調が悪いが、担当ケースワ	フーカーは作	本調不良に対	ける配慮		
	がない。通院方法や理由について横柄な言い方で、必要ないだろうと言わんばかり							
要		旨	通院に限らずあらゆる面で、まるで自分で支給している。	ような恩着も	せがましい態	渡で対応		
女		Ħ	される。					
			担当ケースワーカーが代わっても同じような対応が続く	くのは, 上の	の者が指示し	ているか		
			らであり、福祉にたずさわる者として意識が低いのではな	らいか。				
			相談者に対し、当制度の主旨を説明したところ、今まで	でも各機関に	苦情を訴え	てきたが,		
<i>Ь</i> п. ⊐	细丝	: II	何も改善されないので、調査や改善を求めていないとのこ	とであった	- 0			
χ <u>υ</u> ,	処理系	一木	しかしながら、苦情の内容を聞いてほしかったとのこと	とであるの	で、今後もお	状況に応じ		
			て事務局に相談するよう助言し了承を得た。					

分	類	等	生活保護関係	相談者	本	人 (実 名))
			生活保護を受けているが、担当ケースワーカーは横柄な	は態度で同じ	ご事を何	「度も確認し	た
			り、相談者のことを考えた対応をしていない。就職活動の	り件でケース	スワーカ	ーと会うこ	と
			になっていたが、母の通院に付き添ったために遅れたとこ	ころ、母親の	のことで	仕事ができ	な
			いとはならないと言われた。就職活動をしているし、仕事	事が見つかり	うず焦っ	てさえいる	\mathcal{O}
要		旨	に心外である。				
			担当ケースワーカーを信頼できなくなり、この様な状態	まで対応され	いるので	があれば,生	活
			保護をやめようかとも思っている。				
			生活保護受給をやめた場合は、支給をうけていた生活的	R護費を遡る	って返さ	なければな	ら
			ないものなのか。				
			支給を受けた生活保護費を遡って返すことはない旨を認	的明。			
			後日、苦情処理委員と面接を行ったが、精神的に不安定	定なこともは	あり,戸	行管課からの	説
			明が正しく理解されていない部分が多かったため、面接行	後,所管課(こ情報携	是供を行い確	認
			したところ、相談者に対するケースワーカーの認識にずれ	いがあった。			
処	理 結	果	委員からは、相談者に何らかの方法で受診を促すこと	と、対話に、	より気持	すちを整理さ	せ
			ながら、業務を進めるようにとの意見があり、所管課へ	その旨を伝	え,対応	に配慮する	よ
			う要請した。				
			相談者には,行き違いによる誤解があることを説明し,	担当ケー	スワーカ	ノーに改めて	相
			談するよう助言し了承を得た。				

						110.1
分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人	(実名)
			生活保護を受給しており、当初、担当ケースワーカーな	いら2か月こ	ごとに訪問す	ると聞い
			ていた。今日、訪問する旨連絡が来たので、まだ2か月だ	こっていない	いと言ったら	,訪問日
要		旦	はケースワーカーが決めることであり、相談者が決めるこ	ことではない	と言われた	0
			1人暮らしであり、見張られているみたいで気持ちが思	EV 、		
			2か月ごとに訪問することになっているのなら、2か月	経ってから	訪問すべき	でないか。
			所管課に確認したところ、訪問期間について説明するな	が,理解して	てもらえず,	説明途中
<i>Б</i> П 3	理 結	: =	で電話を切られたとのことだった。			
χυ)	生 和	未	相談者は指導に従わない場面があり、担当ケースワース	カーも対応に	こ苦慮してい	るとのこ
			とだったが、今後とも対応に配慮するよう要請した。			

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
			生活保護を受けているが、自宅に「訪問票」が投函され	いていたので	で担当ケースワーカー
要		山	に電話をしたところ、「いつの話をしているのか、今から	来い」と命	令口調で言われた。
女		日	また、事前連絡もなく突然家庭訪問を受けたりするので	で嫌である。	ケースワーカーは言
			葉に出して言わないが、相談者を疑っている。担当ケース	スワーカーを	変えてほしい。
			所管課に確認したところ、相談者が抱える問題について	て話をしたい	が、まったく聞き入
			れてもらえず対応に苦慮している状況とのことであった。		
Ьп ≭ ⊞	田公士	田	担当ケースワーカーとの信頼関係が崩れているため、そ	その後につい	っては、担当ケースワ
	処理結		ーカーの上司が対応することになり、その旨相談者に連絡	洛した。なお	3, 所管課からは相談
			者が抱える問題については今後も関係機関と連携しなが	ら対応して	ていくとの報告があっ
			た。		

分	類	等	障がい者関係	相談者	本人(実名)
			電動車椅子の修理申請をしたが、既にその修理について	ては, 完了し	しているということで
			却下となった。確かに以前自費で修理したが、今回の申請	情は別な修理	里である。
₩	要	旨	補装具費の申請却下の理由の中に、「過去の補装具費の利	刊用が適正に	こ行われていない状況
女		Ħ	が認められるため」とあるが、適正でなければ不正という	うことであり), 何らかの処分を受
			けているはずだが、今まで処分や刑事告発を受けたことが	ぶない。また	と, 過去の他都市で受
			けた判定について、函館市は権限がなく、その部分につい	て触れるの	Dはおかしい。
			申立てを受け付け、苦情処理委員が所管課および関連事	事業者への記	調査を行った結果, い
			ずれも申し立てに理由がないと認められたため、その旨材	目談者に通知	りした。
			<通知の内容>		
			電動車椅子の修理申請については、規定により、修理を	行う前に申	=請することとなって
			いるが、相談者が持参した見積書には日付の記載がないが	とめ、事業	者に確認したところ,
			申請前に既に修理が完了したものであった。よって、申請	青行為自体和	が適当ではないとの理
			由により却下となったものであり、市の対応に不備はない) o	
処理	里 結	果	補装具費の申請却下の理由については,市町村の補装具	費の支給の)要否に関しては,身
			体障害者更正相談所(以下「総合相」)に判定依頼をする、	ことになっ、	ており、当該申請につ
			いても、総合相が否補装具費支給と判定し、その理由とし	して 「過去の	の補装具費の利用が適
			正に行われていない状況が認められるため」と示された。	らのを,当記	核申請の却下理由とし
			て付したものであり、他都市の判定を取り消すものではた	なく、権限	外のことは行っていな
			い。また、「適正に行われていない」ということが、必ず	しも不正で	あり、処分等に結びつ
			くものではないので、処分等をされていないことを理由に	こ「適正でる	ある」という証明には
			ならない。よって市の対応に不備はない。		

分	類	等	障がい者関係	相談者	親	(実	名)
			2人の子供が今年の春から養護学校に寄宿している。 グ	で護用ベッ	ドを1台に	ま春に目	申請し
			交付を受けているが、夏の帰省時にもう1台必要となるの	つで申請した	きところ,	子供院	は現在
			養護学校へ寄宿しているので制度上交付できないとのこと	こであった。			
			そうであれば、春の申請時に2台の申請をしていたのに	こ,市役所~	では申請の)時にそ	そのよ
要		山口	うなことを一切教えてくれなかった。2名分必要なのは下	ト投所でも ト	当然知って	こいるに	はずな
			のに、こちらから聞かなければ何も教えてくれないものな	このか。			
			結局,申請後に事業者から市の別事業でベットの納品が	認められた	と旨の連絡	があっ	た。
			しかし、これらの対応については、市役所からの連絡が一	一切無く事業	業者からの)対応だ	ごけで
			あった。また、以前にも別件での申請の際に不快な対応を	された。			
			苦情処理委員から、情報の共有化を図りながら相手のと	ニーズを踏っ	まえ対応す	けるこ	と,相
			談を受けた所管課がまず相談者に連絡することが必要で	あること,『	職員の窓口	コ対応の	の部分
<i>h</i> п. ∓	里 結	: 甲.	について確認する必要があることとの意見があった。所管	管課には,	委員の意見	見を踏る	まえた
ر عرب	生作	木	窓口サービスの向上への取り組みを要請したところ、所管	管課から職員	員対応にて	ついて	は, 日
			頃から注意を払っているが、今後はさらに留意して行くと	この報告があ	らった。		
			その後、所管課が相談者へ説明し了承を得た。				

分類等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
要旨	生活保護を受給している。担当ケースワーカーの指定で院した際、歯を2本抜かれた。その後、別の歯科医院に行きスなので治らないと言われた。指定した病院からケースのではないのか。 歯を抜いたため「うつ病」になり1か月ほど入院した。らえないのか。	丁ったら 2ス スワーカード	本のうち1本は,治療 はリベートを貰ってい
処理結果	所管課に確認したところ、担当は歯科医院の指定を一切いとの理由で決めた歯科であるとのこと。担当の変更にする旨を伝え、了承を得ていたとのことであった。また、相談者の状況を考慮し、今後も定期的に本人を打と連絡を取り合い、連携した対応をするとのことであった事務局の対応経過を相談者へ説明し、所管課へとつない	ついては、デ 担当している こ。	来年の3月以降に変更

					110.12
分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
			事情があり、函館に来てホームレスの生活をしながら記		
			つからず、生活に困窮してしまったため生活保護の申請に	こ行った。「	ンかし,居住する場 <u>所</u>
			がなければ生活保護を受けられないと言われた。よそから	う来て土地に	こ不案内だと話したと
要		目	ころ,不動産屋と下宿の電話帳のコピーを渡された。結局	引,見当も~	つかない状態で数件に
			電話をしてみたが、断られ、探す意欲も失った。電話代表	ら無駄である	る。もっと親身に対応
			してくれても良いのではないか。本当に住所がなければだ	ごめなのか,	自分の読んだ本には
			居住する場がなくても生活保護は受けられると書いてある	,)。	
			所管課には苦情の内容を伝え、居所を決めなければない	うない法律的	的根拠を含め相談者に
処	理 結	果	説明したうえで再度相談にのるよう要請した。		
			その後、所管課から相談者は概ね了承し住居を探すこと	ことなったと	この報告があった。

	T	1	1	No.13
分 類 等	障がい者関係	相談者	本 人(実名)
要旨	電動車椅子の申請をしたところ、「運転能力について問しかし却下にあたり、調査をしないで実施調査をしたからを無視したものである。 体重が100kg以上であるのに、支給された機種は制限交付基準を誤って不適切な車椅子電動ユニットの支給決定※申立て事項のほか、下記のとおり相談者から訴えがある補装具事業者が、補装具の申請を障害福祉課に委任状たしかも、納入予定であった見積書と違う安いものを納品ないため、何度も市に報告するよう事業者に求めたが改善福祉課に告発したが、未だに何の連絡もない。	のように却 艮重量 7 5 k 它をした。 った。 がないにもな 品し、市にさ	下したのは, g までのもの かわらず行 その差額を返	給付制度 であり, った。 還してい
	田位氏に音光じたが、未たに向の理報もない。 申立てを受け付け、苦情処理委員が所管課および関連的、改善の必要性が認められたものについては所管課に対ないと認められたものについては、その旨相談者に通知しく通知の内容> ○改善の必要性があるもの相談者の体重に対応できない車椅子電動ユニットが支援の指示の有無を確認することができず、客観的に判断する必要がある。車椅子電動ユニットの支給に関する調査段階において、不適切な機種の支給は故障、さらには事故の可能性が高の判断のみで決定できる補装具については事業者との設する必要がある。車椅子電動ユニットの支給に関する調査段階において、給されていないことが判明したが、そのユニットに係る初たことから、市が然るべき調査を実施する必要がある。※本件は、申立てに係る補装具が相談者に支給された事実だが、今後の福祉サービス向上の観点から審査し提言したの申立てに理由がないもの電動車椅子の給付申請に対する却下理由が不備である。装具費の支給の要否に関し身体障害者更正相談所(以下になっており、当該車椅子の支給申請に係る相談者の操制職員立会いの下、総合相職員が確認し、これに基づく総合のであり、対応に不備はない。 以上の対応結果を相談者に報告後、適切に審査されてい電動車椅子の給付判定に係る総合相職員の確認時には、ず納得できない。電動ユニットの支給については、出海道が行う事務処理で対論のであり、対応はないという前提である。申立人と関するものがない場合はないという前提である。申立人と明するものがない場合は客観的に判断できないこととなる。当該苦情の特殊性等を勘案すると、現時点で早急な事務断するが、今後、補装具業者へ適正な補装具費支給制度の	提た 給るが連 補 実た と「作合 い 実 職っあたば市。 とう こうとう は 当装 がも の総能相 な実 職っあたば市。 し、 れとるを 該具 確の 指合力の い際 員たるいなの 理の たがこ含 ユ費 認で 摘相等判 とに が。た。ら言 のま こでとめ 二は さあ に)の定 の電 虚 め、ない 改善	た, ときは事 ッ事 いる。 つに確を 斥動 為 当 とが にな 不務 ト業 な。 い 判認受 え 車 の いもな理 体に って に依はて あ子 告 度 例な の 要 でのい等 が支 た , 頼, 却 っに を に でり, な な はのこの 相給 い 市を障下 た。乗 し 権 規?	に う、と改一談さの 一両寸害を っって 限 定事 も理 所一か善 者れ で 村る福し て い は さ実 の由 管般らを にて あ はこ祉た お る な れを とが 課的,検 支い っ 補と課も ら 、 て証 判

め適正な制度執行を図れるよう検討を行う。

処理結果

請求の疑念に係る調査については、法に基づき事業者に対し調査を実施し、補装具費を返還させ、厳重な注意を行った。

以上の提言に係る報告内容を相談者へ通知した。

No.14

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人	(実	名)		
			生活保護を受けているが、担当ケースワーカーは、また	ご更新の必要	要がない精神	丰章害	者保		
要		計	健福祉手帳の更新をせかしたり、お金の使途がおかしいた	などと言った	こりする。				
女		Ħ	態度も横柄で強権的である。前のケースワーカーは親与	刀にしてくれ	1た。担当な	ァース	ワー		
			カーを変えてほしい。						
			所管課に確認したところ、手帳の更新については、時期	期を確認し7	ただけであり	り,ま	た,		
			金銭の管理についても、生活が困窮しているので、無駄流	遣いをしない	いように話る	をして	いる		
			だけであり、精神的に不安定な受給者であることから対応	だには留意	しているとの	のこと	だっ		
<i>Б</i> П. Э	畑 公士	田	た。						
ر علا	処 理 結 果		苦情処理委員から、所管課は医療ソーシャルワーカー・	や精神保健神	冨祉士に本	人の現	状と		
			対応などについて確認し、金銭管理については、病院関係者、ヘルパー等とも連携						て本
			人と比較的関係が良好な人が話しかけていくのも方法であ	るとの意見	見があった。				
			所管課に対し委員の意見を伝え、今後も引き続き対応は	留意する」	こう要請した	- -0			

No.15

分	類 等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
		担当ケースワーカーから、子どもの通う学校への支払い	をしなけれ	1ば、生活保護費から
要	□□	未納分を引き去り、生活保護費の支給を廃止すると言われ	1た。担当な	ケースワーカーは命令
安	Ħ	口調であり精神的に参ってしまう。また、学校はなぜ、ケ	ースワーカ	一に電話をするのか。
		学校への支払い等を含め、問題は子どもにあることを、参	姉も知って	ているはずである。
		当該相談者は過去にもケースワーカーに対する苦情を行	寄せている。	また、精神的な問題
		があることから、事務局から相談者に対し、学校と文書等	で連絡を取	なり合うことを助言し,
		所管課へは苦情があった旨を伝えることを説明し了承を行	导た。 所管語	果へ確認したところ,
hп. ∓l	里結 果	学校への支払いについては分割納付するよう話し合い、	了承している	たとのこと。 最近は,
X 12	生和木	本人が病院に通うなどして、精神的に落ちついてきたとの	ことであっ	った。
		苦情処理委員から、精神疾患者に対する所管課の対応な	が、相手の料	犬況を意識した対応へ
		と変化してきているのが確認されたので、学校側と所管調	果がこれから	うも連携を継続するよ
		うにとの意見があり、所管課に対し、委員の意見を踏まえ	た対応をす	さめた。

分	類	等	生活保護関係	相談者	弟	(実 名)
			独居で生活保護を受給している義理の兄は、3月中旬に	こアパート	で死亡して	いるのを発
			見され、検死の結果、2月下旬に死亡したものとされ、福	晶祉事務所為	いらは, 2	月に死亡し
要		山口	たのであれば、3月分の生活保護費を返還するよう通知な	ぶあったが,	発見され	しるまで家賃
			や高熱水費等はかかっている。発見された日までの分を目	割計算しま	を給できな	いのか。
			異議の申立ては何処にすればよいのか。			
			所管課に確認したところ、生活保護は「最低限度の生活	を保障する	う」ための	ものであり,
<i>ь</i> п д	里 結	. #	本人死亡の日以降については、保障する根拠がなく、支統	合の対象とは	はならない	とのことで
χ <u>ι</u> 1	生 桁	未	あった。相談者には生活保護に関する決定について、北流	毎道に対す	る審査請求	さの方法があ
			ることを助言し了承を得た。			

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
			相談者は生活保護を受給しているが、発達障がいがある	るため片付け	けなどができない。先
			日、担当ケースワーカーに結婚について相談し、併せて転	居もしたい	と申し出た。 しかし,
要		旨	担当ケースワーカーは、約束した時までに部屋を整理でき	きなければ,	結婚は駄目だと言っ
女		Ħ	てきた。交際相手も障がいがあり、とても期間までに整理	里できない。	生活保護を受給して
			いるから結婚は出来ないのだろうか、法律で言う結婚の自	自由とどちら	らが優先するのか答え
			が聞きたい。		
			苦情処理委員への面接を勧め相談することとなっていた	たが、後日、	相談者から解決した
			ため面接は不要との連絡があった。		
			所管課へ確認したところ, 担当ケースワーカーは部屋の	り掃除につい	ハては厳しく指導して
			いたが、掃除の期限を定めたことも、結婚を認めないと	発言をした。	こともないが、引越し
			に関しては、部屋を片付けるよう指導はしたとのこと。こ	また、相談	者を担当するソーシャ
処ま	里 結	果	ルワーカーが本件について改めて相談者と話し合ったとこ	ころ、誤解だ	が解けたようであると
			のことだった。		
			委員から、ソーシャルワーカーと所管課が十分に連携し	しながら ,	ソーシャルワーカーか
			ら生活指導を行うことが有効と思われる。障がいのために	こ部屋の片の	付けが出来ないのであ
			れば、厳しく指導するだけでは効果はないとの意見があり	り、その旨	を所管課へ伝え、今後
			の対応に配慮するよう要請した。		

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人	(実	名)
要		田区	生活保護を受給中だが、担当ケースワーカーから現在がために、受取人を変更するよう指示を受け、保険会社へ付することはできないと言われた。解約すると、病気があるれた。 生活保護の受給は一時的なものであり、自立後のことを安である。どうしても解約しなければならないのだろうか	目談したがするためもうか と考えると生	旨示された内 叩入できなV	容で勢いとも言	契約言わ
			所管課に確認したところ、制度上、生命保険の継続は類		· ト		
処	理 結	果	所管課の説明と相談者の認識で異なる部分があったことがから相談者に説明をすることとなり、説明後、相談者から	いら, 再度,	担当ケース		

分	類	等	生活保護関係	相談者	本	人 (実名)
			過去に生活保護を受給していたが,不正就労のため廃」	上となり保証	要費の返	跡をすること
			となった。しかし生活が苦しいため未返済となっている。			
			今年に入り自転車で転倒し、怪我で仕事ができなくなっ	った。収入な	が無くな	:り,子どもの
要		旦	授業料も滞納し生活が困窮したため、生活保護の受給申請	青をした。 ほ	申請後,	ケースワーカ
			一から決定が遅れているとの通知を渡された際に、病院で	で検査を受る	ナ就労可	「能となった場
			合、申請が却下となることもあると言われた。手持ち金が	ほとんどな	:く今困-	っているのに,
			保護決定から支給までの期間がかかりすぎる。			
			相談者と所管課の話に行き違いがあったようであり、言	吉情処理委	員事務局	易も同席し両者
			間の話合いの場を設け、双方の誤解が解消された。しかし	、, その後(の決定通	麺知が遅く,相
			談者から再度訴えがあったため所管課へ確認したところ、	支払いが	早まるか	いこついては、
<i>Ь</i> Л. Э	理 結	: 里.	不明であるとの答えであった。			
ر عرب			委員から、今までの経緯を踏まえると相談者に問題があ	あることは	察せられ	いるが,現在の
			家庭・生活状況をくみ取り迅速な対応が必要だったと思れ	つれるため,	今後と	も相談者の状
			況を的確に把握した対応をするようにとの意見があり、原	所管課には	委員の意	意見を踏まえ,
			サービスの向上への取り組みを図るよう要請した。			

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人	(実	名)
		ÚШ	生活保護を受けており、車を所有しているものの故障し	しているため	め乗っていな	いとク	r—
			スワーカーに伝えていたが、先日、処分するよう文書指導	算されたたと	め, 指導に応	いじるた	こめ
-H-			窓口に出向いた。その帰り、車を運転していないか確認す	けるため,耳	職員が妻の後	をつけ	ナて
要			きた。妻は車に乗っていたが、妻の勤務する会社から借り	りたものでは	ある。車の自	己所有	すは
			禁止されていたが、借りた車の運転は禁止と聞いていない	。最初から	う疑った目で	ごみるの	つは
			失礼ではないか。福祉事務所は理由を付けて自分の生活例	R護費を打ち	う切ろうとし	ている) ₀
			苦情処理委員との面接のなかで、今まで担当ケースワー	ーカーと話	し合ったこと	こが無い	ハと
			のことであったため、後日、疑問点を担当ケースワーカー	ーと直接話	し合うよう意	意見がは	あつ
			た。				
処:	理 結	果	相談者に対しその旨を伝え、話し合いの結果、納得でき	きなければ,	再度相談。	けるよう	う助
			言し了承を得た。				
			その後、相談者から事務局へ相談がないため、所管課	こ状況を確認	認したところ	5,説明	別に
			より一定の理解を得たとのことであった。				

 N_021

分類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)
		数年前から生活保護を受給している。以前まで担当ケー	-スワーカ-	一の了承を得て家主名
		義の車を使用していたが、4月から担当となったケースワ	フーカーは,	車の使用はレンタカ
要	旦	ーも含め認めないと言う。 通院については、 ハイヤー代か	が支給される	るが、買物や病気の治
		療のために車を使うことは借りても駄目なのか。		
		新しいケースワーカーは、手首に数珠をし態度も横暴で	で威圧感があ	うる 。
		所管課に確認したところ、前担当ケースワーカーも、耳	車の運転を記	認めていないとのこと
		であった。また、国へ対し車の使用について照会をしたと	ころ,「緊	急かつ妥当な理由」が
		必要であり、本件については該当しなかった。ケースワー	ーカーの服装	装については, 今のと
		ころ他の受給者から苦情はないが、実際に威圧感を与えて	ているとの	苦情であり、指導を検
		討しているとのことであった。 苦情処理委員からは、 車の	の使用におい	ハての所管課の対応に
処 理 結	果	ついて不備はないものの、車の使用についての相談は今後	後も想定さ ね	れる事項であることか
		ら,研修等を通じ,所管課でその根拠について統一する必	と要があるこ	こと。服装については、
		ケースワーカーは市民と直接関わるので、威圧感を与えた	ないよう配	慮が必要と思われると
		の意見があった。		
		所管課に対し、今後、委員の意見を踏まえサービスの質	の向上につ	っなげるよう要請した。
		また、相談者に対して所管課への対応について報告をし	た。	

No22

分	類	等	生活保護関係	相談者	本 人 (実 名)	
			生活保護を受給中、アパートの上の階からの水漏れのた	ため,多くの)費用がかかったが,	
	担当ケースワーカーは全く相談にのってくれなかった。そのために家賃を滞納して					
			当ケースワーカーから保護費の支払いを窓口払いに変更す	するので、 5	受け取りの際は不動産	
要		山口	業者と来るようにと文書がきた。プライバシーの問題はと	ごうなるのだ	ごろうか。また,入院	
			するため、子どもの面倒を見てくれる知人がいるところ	へ転出した	いと相談したところ,	
			「勝手にしてくれ、転居費用は出せない」と言われた。こ	このようなオ	犬況で、生活に困って	
			しまい、どうすれば良いか分からない。			
			所管課に確認した結果、苦情処理委員から、個々に応じ	ごた柔軟な	対応を心がけ、今後の	
処	理 結	果	サービス向上に努めて欲しいとの意見があった。所管課	こ対し委員の	の意見を踏まえ業務の	
			向上につなげる取り組みを要請した。			

分	類	等	生活保護関係	相談者	他の家族(実 名)
			生活保護を受給していたが、担当ケースワーカーの対応	が不適切で	で,何の連絡もないま
- 111		1	ま生活保護が廃止された。また、児童扶養手当の決定通知	回書が届いた	たが、その後支給され
要		山口	ないこととなった。しかし、支給廃止の通知書が届かなな	ゅったため,	問い合わせしたとこ
			ろ、手違いということで謝罪されたが、きちんと通知して	にほしい。	
			所管課に確認した結果、苦情処理委員から、対応に不信	#はないもの	のの,生活保護の廃止
			については、相談者が廃止後窓口に来所した際、口頭で「	内容を説明で	するだけではなく、廃
処	理 結	果	止の通知書を渡すべきであり、また、様々な手続により、	市民が混	司することは想定出来
			ることであることから、市民の目線に立った説明を心がに	けるように	との意見があり、所管
			課に対し委員の意見を踏まえ、サービスの向上への取り組	且みを図る」	よう要請した。

2) 市のサービス提供に関する苦情

No24

分類	第	サービス利用	相談者	本 人	(匿	名)
		子どもと一緒に児童センターの図書室を利用しているか	ぶ, 自分1/	人の時も利用	用したく	職
		員に聞いたところ、18歳までしか利用できないと言われ	た。しかり	し,図書室に	ないつも	利
要	山口	用者がいなく閉まっているし、先日はサークルの様な団体	本が使用して	ていた。利用	用させて	. <
		れてもいいのではないか。また、児童センターの職員は勤	が務時間中に	こ,インター	ーネット	を
		見たりこの図書室から持ってきたと思われる漫画を読んだ	ごりしている	5		
		所管課に確認したところ、児童センターは広域的に利用	用される複合	合施設でもる	あるため	<i>b</i> ,
		大人1人が来館した場合の利用は難しく、現状では18点	歳未満までは	の利用とい	うことで	で理
		解を求めている状況である。また,団体の図書室利用の何	牛について	は、集会室	を他の回	日体
処 理	红 甩	に貸していたため、やむを得ず使用したものであったが、	図書室本	来の使用方法	去ではな	とい
是连	加木	ため、今後適正な利用に向けて配慮するとのこと。職員の	のインター	ネットや読	書につい	て
		は、当該職員は児童と接する機会に活用するための情報性	又集を行って	ていたとの	ことであ	うつ
		たが、市民に誤解を与えることのないよう館長に要請した	ことのことで	であった。		
		確認結果を相談者に報告し、了承を得た。				

No25

分	類	等	サービス利用	相談者	本	人	(匿	名)
			老人福祉センターのサークル会費の使途について不明な	点がある。				
			また、サークルのカラオケは平等に楽しく利用出来てい	ないし、す	ナークル	の講師	がは何	1£
要		計	してないので必要ない。					
			4月からお茶の提供が中止となったのに再開された、ま	る茶のない	センター	が定着	争して	ことい
			たのに当番なども再開され煩わしい。					
			所管課に確認したところ、会費の件については市として	て介入できれ	ないが,	会員内	勺部~	で意
			思疎通を図り十分な理解を得るととしたほか、サークルに	は適切に運行	営されて	いると	とのこ	こと
			であったが、2回目の苦情でもあるため、誤解を招かない	対応をする	ることを	要請し	た。	
処	理 結	果	講師については、サークル活動に直接参加しないが指導	掌をおこな・	っている	とのこ	こと。	お
			茶については、移動市長室で要望を受け再開することとな	くったとの幸	股告を受	けた。		
			相談者は要件を告げると電話を切ってしまったため、通	車絡先等が	不明であ	ること	ヒから	Ò,
			対応を終了した。					

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実	名)		
要 旨 母子生活支援施設に入所中である。子どもが骨折し完治していないのに,施設の活動で プール遊びをさせて骨折した手に痛みがでた。施設長に抗議したところ,誠意のない対応である。また,個人的な話をする時は場所と時間について配慮をしてほしい。自分だけ不過な扱いを受けている。									
処玉	里 結	果	所管課に確認したところ、相談者から何度か相談を受いるよう要請していたとのことだった。 苦情処理委員から相談者に対し、施設へ文書で要望を係るようにとの助言があった。また、所管課に対して、今後が必要との意見があった。事務局から、今後も相談者があり要請した。	云えるなど, も所管課とカ	十分な意 施設側の連	思疎通 携した	を図っ対応		

No27

分	類	等	制度関係	相談者	本 人	(実	名)
要		田区	市が発行する交通利用券は、町会館で交付されるが、第 こと、町会館に出向いたら沢山の人が待っていたことから 場所について考えるように要望したところ、検討すると言 ない。 (1) 町会のコミュニーティーセンターで、交付出来ない (2) 交付時期について、3月でなく5月か6月に出来ない 以上、2点について文書で回答が欲しい。	っ,当時の打 言っていただ いか。	旦当係長に	交付時	期,
処ま	理 結	果	所管課へ文書で回答するよう要請。 後日、相談者から連絡があり、所管課から文書で回答を ことであった。	を得て一応の	の解決が図	られた	との

No28

分類	等	サービス利用	相談者	本 人(実 名)
要	山口	老人福祉センターのカラオケ担当は、自分の気に入った が公平に歌えるようにセンターの所長に対し注意をしては 内の雰囲気が非常に悪くなっている。		· · ·
処理結	果	相談の途中で、相談者が電話を切ったため、対応結果のには苦情の内容を踏まえ、対応に配慮するよう要請した。	り報告はでき	きないものの,所管課

No29

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実	名)
			母子生活支援施設に入所中であるが、施設長と生活保護	養費の使い;	道で口論にな	:り, カ	施設
要			長は子どもを置いて出て行けと言った。その後、学校へ	とどもを迎え	えに行ったら	,施	没長
		旦	から学校に電話があり、校長から子どもを今後も登校させ	せるよう強く	く指導された	。場	合に
			よっては教育委員会に報告するとまで言われた。口論にな	よったからる	と言って、学	校に	まで
			電話して施設での状況を話すなど、個人情報はどうなって	いるのか。			
			所管課を通じ施設に確認したところ、口論となった際、	学校から-	子どもを連れ	てど	こか
			へ行くと予想されたため、校長へ連絡をしたとのことでる	あった。施	設長としては	は, 相	談者
			と子どもの今後を案じ、生活保護費の使い方について、い	つもより	きつく話した	ことの	こと
処	理 結	果	であった。相談者へは、施設としても学校との連携は必要	要であるこ	と,施設も学	校も	相談
			者と子どものことを心配してのことであると説明したとこ	ころ納得し	たため、今後	後何か?	あれ
			ば再度相談するよう助言した。				
			施設に対しては、相談者に対し今後も対応に留意する。	よう要請し	た。		

						110.0
分	類	等	申請・認定関係	相談者	本 人(実 名)
			市の担当課へ問い合わせの電話をしても、相談者をある	よく見ている	るのか話を最行	後まで聞
			かずに、「わかった、わかった」と言って一方的に電話を	刃ってしまり	う。社会人と	しての会
要		目	話が出来ていなく、コミュニケーションも図れない状況で	である。		
			1か月くらい前に、住所変更の手続きをした保険証がる	まだ届いてレ	ないので, こ	化海道か
			らいつ送られてくるのかを担当課に確認したいが、聞きた	とくても聞に	けない状況では	ある。
			所管課に確認したところ,当該職員の電話対応について	ては、相談を	者から所管課	に対して
			も苦情があり、既に本人に確認していたが、そのような対	応はしてレ	ないとのこと	こだった。
処	理 結	果	また、保険証については、北海道からの交付が遅れてい	小るため,ī	†としても苦 だ	慮してい
			る状況であることから、相談者に対し、保険証の交付遅め	正の説明を~	することと, :	北海道に
			対しては、早急な対応を依頼するよう所管課に要請した。			

分	類等	ž Ť	サービス利用	相談者	本 人 (実 名)				
要	Ш	Ħ.	シルバー人材センターから派遣され草刈りをする援助員が人情報に関する書類を持っていた。草を刈るだけの援助員苦情処理委員会に相談し、その後、所管課で検討がなされ	昨年「高齢者生活援助員派遣サービス」を利用し家回りの草刈りをしてもらった際に、 のルバー人材センターから派遣され草刈りをする援助員が、自分の世帯構成や病歴等の個 情報に関する書類を持っていた。草を刈るだけの援助員には必要ないのではないかと、 情処理委員会に相談し、その後、所管課で検討がなされ、改善をするとの連絡があった。 しかし、今年も草刈りをお願いしたところ、昨年と同じ状況であり改善されていなかっ					
昨年も事務局へ同じ内容の苦情の訴えがあり、事業委託をする所管課へ再確認し、 の対応についての報告を求めた。所管課では、苦情の内容を充分に把握せず対応をし とが原因であり、改めて当該書類の取扱いについて検討し、援助員には個人情報の記 ない別様式の書類を提供するよう改善するとの報告があった。									

No.32

分	類	等	職員の対応	相談者	家族	(匿 名)
			祖母は通所介護を利用している。杖歩行のため,事業所	斤の職員は種	多動の際,安	全のため
要			に手をつないでくれているが、特定の職員だけはその様だ	よことをして	てくれない。	その職員
		旨	に対して理由を述べ、手をつないで介助してほしいと頼ん	しだところ,	汚い物に触	れるかの
			ような扱いをされた。また,特に不満があるわけではない	\が, 利用料	斗金の他の利	川者との
			差についてその職員に尋ねてみたが、良く分からないのか	教えてくれ	ないことも	あった。
			所管課に確認したところ、事業所においても当該職員へ	への苦情が	多いと認識し	ており,
<i>h</i> п. э	里 結	: 甲.	苦情の都度、本人には指導、利用者には責任者が謝罪して	てきたとの	ことであった	上が、状況
ر علا	生加	木	を勘案し、担当の配置替えを行い対応した旨の報告があっ	た。		
			その後、所管課から事業所に対して今後の通所介護の管	で理の徹底を	指示した。	

分 類 等	その他	相談者	本 人	(実 名)
要旨	老人福祉センターの利用者が、施設内で農産物の販売を している。施設内で販売して良いのであれば自分もやりた 厳しく指導をしてほしい。	•		
処理結果	所管課へ確認したところ,販売の事実を確認し,販売を得たほか,他の施設利用者に対しては,販売や購入はいった。 なお,職員が購入した事実の確認は出来なかったが、多事務局から,相談者へ結果を報告し,了承を得た。	出来ない旨	を周知したと	このことだ

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実 名))
			市役所に足を運べないので、新しい「障がい者のしおり	り」を送付し	てくれない	かと担当	当
要		計	課に電話をした。担当者は不誠実な態度であり、市役所で	まで取りに来	そるように	と言い一方	ラ
		Ħ	的に電話を切った。				
			障がい者に対する、担当各課の対応が悪く不誠実である	, o			
			相談者には、職員の対応について、今後よりきめ細やな	かな対応をで	するよう所	管課に伝え	え
			るということで了承を得た。				
<i>h</i> п. ⊒	理 結	: II	所管課に確認したところ、一方的に電話を切るような交	拡はしてお	らず, また	<u>-</u> , 「障がい	()
χυ.,	生 和	一木	者のしおり」の郵送は特別な事情がない限りしていないと	このこと。			
			郵送での対応等が困難であれば、その理由を相手に理解	解してもら	うよう今後	も十分に記	兑
			明するよう要請した。				

							110.00
分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(匿	名)
			老人福祉センターと市営温泉を利用しているが、常連の	D利用者なの	のか、我が物	加顔で	他の
			利用者を怒鳴ったり、洗い場を占有する人がいたり、非常に利用しづらく不愉快な思いを				
要		計	している。				
			老人福祉センターの受付の事務職員へこの苦情を伝える	らが、人に気	気を遣うため	か事	務員
			は当事者にはいえないでいるようである。				
			相談者は回答や対応を求めておらず、「言っておきたい」	」とのこと	であった。		
処:	理 結	果	老人福祉センターの件については所管課へ情報を提供し	」,今後の	対応へ配慮す	ナるよ	う要
			請した。				

No.36

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(匿 名))
要		旨	子どもが学校帰り市の施設を利用しているが、17時間	きで利用した	といのに職員	員の気分で	٠ د
		Ħ	子ども達を早く帰らせてしまう。また、この職員は子ども	っに対する担	及いが冷たい) 0	
			所管課に確認をしたところ、児童への自由開放は17時	寺までである	るが,冬期	間の帰宅時	寺
			間は16時30分と児童が学校から指導されており、帰っ	と経路や天信	侯状態など	からの安全	全
<i>Б</i> П. І	田公士	: 田	面を考慮して帰宅時間を指導する場合もあるとのことであ	あった。児は	童への接し	方について	C
700 1	理結果は、遊びの		は、遊びの内容により厳しく指導することはあるが、児童	を 意志を	尊重し楽し	く利用でき	き
			る環境づくりに努めているとのことであった。				
			今回の指摘を踏まえ、利用者に誤解を与えることのない	いよう所管護	果を通じ要認	青した。	

分	類 等	サービス利用	相談者	本 人	(実 名	<u>'</u>)
要	NH.	190 1 23/11 2 31 2 2 1 1 1 1 1 2 2	いら皆が歌い う場所なのに	へ終わるまて こ,何故拘束	活なけれる	れの
		か,前に利用していた頃は、もっと大らかな雰囲気の場所 営等については役員の方へ任せているとの答えであり、対				運
処理	里結 果	所管課から施設に確認したところ、歌う順番が遅い場合との意見を受けたための措置であったとのこと。 所管課に対し、公の施設である以上、苦情が出た場合の	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		あることを認識させるよう要請した。				

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実	名)
要		山口	入所している母子支援施設で山登り行事があったが、 子 め、行事に参加させないでほしいと当直の職員に伝え、文				
			頼んだことに全く対応してくれないし、参加させたのであるいいのではないか。				
処ま	里 結	:果	所管課に確認したところ、施設職員は話を聞いておりて行事の準備をしており、相談者からも絶対に参加を認めな子どもから目を離さないようにして参加させたとのことだなお、行事に参加したことについて、当日は相談者と会せもなかったため、職員から報告をしていなかったとのこ行事の際の相談者への子どもの状況報告については、原談者に伝えるとともに、方法等についても直接話し合うよ	さい訳ではな ごった。 会うことがことであった ことであった 所管課に検討	さいと聞いて できず,特に こ。 討を要請し,	いたの こ問い	かで,合わ

分 類 等	サービス利用	相談者	その他	(実 名)
	ケアプランを担当している利用者についての相談である	る。この利用	用者は施設の	利用時に
	杖を振り回す等のほか暴力的言動をしたため、施設はサー	ービス提供を	を中止したレ	との意向
要旨	であった。最終的にはサービス担当者会議において利用終	迷続となっ た	たが、本人の)行動を抑
	制するような条件が付けられた。施設は画一的なサービス	ス提供をする	るのではなく	,個別の
	状況に応じたサービスを提供するべきではないのか。			
	他の利用者へ迷惑が及んでいることを考慮すると、一つ	方的に施設(の対応に問題	夏あるとは
	言えないが、施設側の一方的な判断でサービス停止をした	た場合は苦	青処理制度の	D対象とな
	る旨を伝えたところ、ケアマネジャーが調整をおこない、	もう少し	篆子 を見てみ	みるとのこ
	とであったので、何か問題があれば連絡をもらうこととし	た。		
 処理結果	その後、ケアマネジャーが双方の調整を図っていたと	ころ、利用	者の状況が思	悪化し,別
25	の施設を利用することとなった。			
	利用者の家族へ苦情処理制度を説明した上で、今後の文	応を考える	うことになっ	ていたが,
	別の施設を利用し利用者の状態も落ち着いていることもな	あり,以前の	の施設につい	っての話は
	しない方が良いとの判断から、対応は望まないとのことで	であったたる	め本件の対応	なを終了し
	た。			

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人 (実 名)
			子どもが障がい児のため保健所の母子保健担当の世話に	こなっている	る。違う町へ転居した
			際、担当の保健師が変わったが、新しい担当者とは転居し	して2年もだ	こつのに一度も会って
-HT		加	おらず、電話だけでの対応となっている。		
要		Ħ	電話での一方的な確認で終っているが、この様な状態に	は良いのか場	疑問である。 担当の保
			健師へも苦情を言ったが、今日の苦情が本人だけの注意で	でなく、上記	司の方へも伝わるだろ
			うか。		
			相談者には苦情の内容を所管課へ文書で伝える旨を説明	月し了承を得	事た。
			所管課へ確認したところ、担当保健師は、相談者の子の	どもが適切に	こ支援に結びついてい
<i>Б</i> П. Э	里 結	: #	ること、しっかりした親だったことから電話のみでの対応	芯で問題ない	ハと判断していたとの
ر علا	生 和	木	こと。また,上司が相談者に電話をしたところ,会って何	言頼関係を	築いてから電話でのフ
			オローにして欲しかったとのことであったため、今回の	対応につい	て謝罪したとのことで
			あった。		

分 類 等	サービス利用	相談者	本 人	匿名	롤)		
要旨	老人福祉センターで、毎年新年会が行われるが、会費は半強制的に徴収される。 会費制ではなく、持寄りでも出来るのに、何で会費を徴収してやるのかわからない。						
処理結果	所管課に確認したところ、苦情にあった新年会は、市場を恒例の交流会で、各サークルの自主事業として行われて 徴収しているとのことであった。施設長から運営役員に表から理解が得られるよう、会費の使途および内訳を明確は とのことであった。 その後、利用者全員に対して説明を行ったと施設長から	ており,運行 苦情があった こ示すことを	営委員が必要 たことを伝え を要請し、5	要な会費 え、参加	で 者		

No.42

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人 (実 名)
要		田[ʃ	生活保護を受けながら母子生活支援施設に入所している る施設長にお金の払い出しをお願いしても対応してもらっ したい。また、他の職員ともコミュニケーションがうまく 設内でいじめられていないか心配である。金銭管理につい しても親身な対応ではなく、どちらともうまくコミュニク ている。	えない。きなくとれず、それで、担当	らんとした話し合いを その影響で子どもが施 ケースワーカーに相談
処理	里結	果	相談者から複数回、同じ内容の苦情があるため、苦情の生活について、担当ケースワーカーや施設、学校関係がかと助言があった。所管課や施設長に状況を確認したといいなっており、時間の経過とともに状態は落ち着くものの状況を見守りながら、必要に応じて関係者の会議を持つ	者などと検討 ころ,金銭(と考えられ)	対会を開催してはどう は本人が管理するよう た。協議の結果,今後

No.43

分	類	等	その他	相談者	親	(匿	名)
			現在,子どもを市立の障がい児施設へ通わせているが,	担当職員加	3月で定	年退職	哉とな
			る。				
要旨			後任を2月になってから募集したとのことであるが、気	定年は事前に	こ分かって	いるの	りだか
			ら、もっと早く募集するべきではなかったのだろうか。「	芯募がない場	場合や良い	人材	でなか
			った場合を考えると、親としては不安である。				
			施設に確認したところ、苦情にある募集とは、当該施	設の他の職	重について	050	のであ
			り、当該退職者の後任は専門職の正職員を配置する予定	で,既に採り	用試験は終	了し,	今後
処理	理 結	果	の職員の体制については、施設から保護者に対し説明会を	行う予定で	いたとの	ことた	ごった。
			説明会の際には、本件のように誤解している保護者もい	いることかり	ら、留意し	対応	するよ
			う要請した。				

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実	名)
要		山口	先日,精神障害者保健福祉手帳の更新へ行ったが、対応ないのに席を離れてしまった。また,障害年金や医療関係説明が終るときがあるが、精神障がい者はその場で理解したあるので、文書を渡して説明するなどの対応をしてもら市や医療機関の対応が事務的であり、温かみが感じられ解し、その立場に立って対応してもらいたい。	系の手続きん しても,その っいたい。	こ行くと,「ひ後忘れて」	当答だしまうか	けで 傾向
処	理 結	果	匿名にて所管課へ苦情内容を伝える旨を説明し相談者の 対し情報提供を行った。	の了承を得る	た。その後,	所管	課に

分	類	等	職員の対応	相談者	本	人 (実名)	
要		田区	小学生の息子と、自分の弟が児童館を利用している。 ないほか、男の子に対しては優しさが感じられたいる。女の子が館長の手伝いなどをすると、館長持参のなないほか、同じ悪さをしても女の子には怒らないが、男のい方をしている。子ども達は大変な差別として受け止めて	なく,非常に お菓子をくれ D子に対して	こ差別的 1るが男 ては怒る	」な扱いをして らの子にはくれ っなど極端な扱	τ ι
			弟は児童館へ行かなくなった。館長の子ども達に対する差	別的な接し	方は改	めてほしい。	
処:	理 結	果	所管課に確認したところ、女の子だけに事務室内でおり 員でその様なことをしないようにとの話し合いをしていた ら施設に対し、配慮に欠けた対応がないよう厳重に注意し の役割を再認識するよう指導したとのことだった。	たことが判	明したた	こめ,所管課か	3,7

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人 (実 名)
要		田区	生活保護を受けながら母子生活支援施設に入所している相談すると、対応が横柄で非常に感じが悪い。また、金銭るが、お金が必要になってもすぐに対応してくれず困ってそのほか、施設長が他の入所者に対し、自分を中傷する。	桟管理を施詞 こいる。	役長にしてもらってい
処∃	理 結	果	相談者からは以前にも同内容の苦情があり、精神的に事務局としては傾聴に努めるとともに、苦情内容を所管部所管課に確認したところ、ケースワーカーの対応につい設でも相談者の状態を把握しながら、適切な対応に努めて	果に伝えるこ	ことで了承を得た。 問題はなく、また、施

(3) 市の介護保険に関する処分等

				1			
分	類	等	制度関係	相談者	本 人	(匿	名)
要		山区	インターネットや函館市以外で購入した福祉用具につい 所管課に問い合せたところ,函館市が指定した業者でなけ 業者と癒着しているように考えられる。利用者の自由な過 争原理を失わせ、定価に近い価格が多くなっていると感じ 廃されるべきである。	れば対象に 選択を抑制し	ならない し,また	へとのこ , 事業	とで, 者の競
処	理 結	果	所管課に確認したところ、相談者が言うような説明は行法改正により、福祉用具の購入については、都道府県から購入することとなったが、それは福祉用具専門相談員が選定されるよう見直されたためであり、それらの事業・購入でも介護保険の対象になるとのことなので、相談者はと併せ、誤解を招くような説明をしたことに対しての謝	が指定する。 を配置し利, 者であれば に対し所管	福祉用具 用者に適 他市町村	販売事 切な福 けの業者	祉用具 からの

(4) 介護サービス提供事業者に関する苦情

No.48

分	類	等	サービス内容	相談者	本 人 (実 名)				
			以前契約を結んでいたヘルパーが、衣類を中心とした賞	公難を継続的	りに行っていたため,				
			所属する事業所や警察に相談したが、対応してもらえなが	いった。野族	女しにしているのはお				
要		山口	f かしい、市で何とか止めさせられないのか。						
			現在来ているヘルパーも頼んだ仕事をしないなど対応が	経い。					
			函館はヘルパーに対する指導が甘いので、ヘルパーの質	ぼが悪い。					
			盗難に関しては、当制度で扱えないことを説明し、被領	害届を警察へ	- 提出し相談すること				
<i>h</i> п. ⊐	田公士	: #	を助言した。ヘルパーに対する不満はヘルパーの交替等の	の方法が考え	えられるので、事業所				
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	処理結		やケアマネジャーに相談するよう助言し、改善されないない	場合は,再月	度当事務局へ相談する				
			よう伝え了承を得た。						

No.49

分	類	等	職員の対応	相談者	家族	美 (実	名)
要	要						
処∃	理 結	果	相談者の話の限りにおいては施設の対応に問題がある。護記録」,「事故報告書」等の記録の提示を求め確認するよ	こう助言した なの責任等を	こ。 を全面的に	こ認め謝	罪を

No.50

分	類	等	サービス利用	相談者	子	(実 名))
要		山[[母の担当ケアマネジャーについて市と相談し、今までと 担当に決まった。しかし、前のケアマネジャーとの連絡が きないで困っている。		-		
処3	理 結	果	所管課に確認したところ、前のケアマネジャーが原因で設利用かを決めていなかったため、保留状態になっている新しく担当となるケアマネジャーから相談者に連絡をした	らとのこと。	その後, 対		

分	類 等	サービス内容	相談者	家族(匿名)
要	山田	数年前から通所介護施設を利用している。家庭的雰囲気 1年で職員の言葉使いが荒くなったり、利用者をほったら たり利用者への対応がひどくなっている。		
処理	里結 果	事業所へ苦情があった旨伝えることを説明し、今後といしてもらうよう助言をした。 事業所へ苦情を伝えたところ、渡島福祉事務所からも同たとのことであった。今後の対応に留意するよう要請した	司様の苦情に	

分	類	等	サービス内容	相談者	子	(実	名)
			施設入所中だった父親が、胃ろうの手術を受け施設に原	戻ったが, そ	その後健康社	犬態が悪	悪化
			し、数か月後に死亡した。食事量に関する本人や家族の要	望に対し改	善がなく,こ	また,そ	それ
			に対する明確な説明がないなど、施設の対応は不誠実であ	あり疑問を愿	^某 じる。		
			また、じょく瘡のため病院へ行ったが、医師から「施詞	没に戻って思	悪化している	る」と言	言わ
要		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	れており、看護師の処置方法に対する知識不足や、病院に	こ対する確認	図の不十分さ	を疑う) ₀
			施設へは適切な処置をお願いしても、「人手が足りない」	」,「ここはり	病院ではない	ハ」とい	ハう
			言葉が返ってきた。				
			食事量の不足が体力の低下につながり、結果として「し	じょく瘡」の	D悪化を招い	ったので	では
			ないか。				
			施設への事実確認については、施設側に相談者を特定は	されるので	希望している	ないとの	のこ
			とであるが、苦情対象となった事由に対する考え方を施設	設から直接	聞きたいとの	の要望	もあ
			ることから、施設内の苦情処理制度を活用する方法もある	らと助言した	。併せて市の	の苦情	処理
処	理 結	果	制度の概要を説明し、苦情処理委員に相談内容を報告の	うえ相談者の	の希望に添え	える対応	芯を
			協議し連絡することとなった。				
			後日、事務局より委員との面接相談を再度勧めたが、原	態度を保留	したいとの	希望では	あつ
			たため、時間をおいてまた相談するよう助言し対応を中断	折した。			

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人(実 名)
			昨年,要支援認定の訪問調査で,事業所の調査員に自分	分にとって≅	きい過去の話な	よどを聞
			かれ不愉快な思いをしたが、また今年の更新時も同じ調査	上員が調査に	こ来るのだろう	うか。一
⊞		旨	昨年のように市の職員が調査に来てほしい。			
要		Ħ	また、相談者を担当する同施設の別のケアマネジャーに	は,失礼なご	ことを言ったり), 同じ
			ケアマネジャーが担当する相談者の知人のプライバシー	に関するこ	とを尋ねたり)するた
			め、不信感が増大し、とても相談する気にはなれない。			
			所管課に確認したところ、昨年調査を行ったケアマネジ	ジャーと相談	談者を担当する	るケアマ
			ネジャーは同一の事業所ではなかったが、苦情を受けて、	訪問調査は	は市の調査員だ	が行うこ
			ととした。また、別の調査員の場合でも、病歴に関して近	過去の経緯	を確認する場合	合がある
<i>Ь</i> п ⊐	细丝	: 田	ので、現在の身体状況以外の質問をされたら、答えたくな	ない事はその	の旨を調査員に	こ伝えて
700	処理結果		ほしいとのことであった。			
			相談者には、所管課を通じ当該事業所に対し対応に留意	意するよう!	要請したことを	を伝える
			とともに、所管課から受けた助言についても併せて伝え、	今後も不証	適切な対応がな	あれば,
			再度相談するよう助言し了承を得た。			

分	類	等	職員の対応	相談者	本 人	(実 名)
			父が入所していた施設は、医師のいる施設であるにもな	かわらず,	病気に対す	トる認識が
₩.		山口	甘く2回も誤嚥性肺炎を見逃し、一時は命に関わる状態に	こまでなった	た。3度目の)救急搬送
女	要		の際は、過去の状況を把握していない病院へ搬送したため	め死亡した。	この様な約	吉果になっ
			たことに対して、施設には判断ミスや責任を認めてもらい	たい。		
			苦情処理委員と面接をしたところ、相談者は慰謝料お。	よび賠償を	求める様子で	であったた
<i>Б</i> п д	:m ½±	. 🖽	め、当制度では取り扱えない旨を説明した。また、施設の	の苦情処理能	制度について	ての説明を
X I	処理結	未	行い、その制度を利用した場合の対応に問題があれば、改	女めて相談す	けるよう助言	した。
			その後、相談者からの連絡がないため対応を終了した。			

分	類	等	利用契約関係	相談者	配偶者	実	名)
			小規模多機能型居宅介護を利用している。入院のためコ		•		-
要		旦	ったにもかかわらず、1か月分の料金を請求された。施設 が記憶になく、契約書等を確認しても記載がない。納得で		-		
			てほしい。				
			利用料の請求については問題ないが、契約時の説明等の	り状況につい	ハて,所管語	果と合	同で
			当該施設の調査を行った。				
			調査の結果、苦情処理委員から、利用料の取扱いについ	っては契約	書等に記載/	がなく	, □
			頭説明の際の表現においても不備が認められ、利用者に対	けする配慮な	が不足してい	いると	の意
処り	理 結	果	見があった。委員の意見を踏まえ施設に対し、苦情の再発	発防止に向る	け、利用料の	の取扱	いり
			明確化を図ること、相談者が円滑にサービスの利用を図れ	るよう配慮	することを	要請	した。
			なお、調査時において施設から改善方針が示され、契約	事等の記載3	変更等を行っ	うとの	こと
			であったため、その実施を確実に行い、改善を図るよう要	語 した。			
			その後、施設から改善報告が提出され、調査結果を相談	後者に通知し	た。		

分	類	等	サービス内容	相談者	配偶者	(実 🧷	名)
要		四八	夫は軽い認知症で老人保健施設に入所している。週2日が返されてくるが、他の入所者の洗濯物が多数入っていた他人が使用したと思われるものがある。持っていった下着返ってこないので、介護職員へ尋ねたところ、調べてみるこなかったこともある。 先日、夫が胸の痛みを訴えたので、かかり付けの病院へし出たが、施設内の看護師に相談するように言われ受診でであり、かかり付けの病院で受診させたかった。自分としあることから、施設を信用できない。以上の疑問・不満・い。	とり、夫の3 着がなくなっ ると言ってる ・連れて行っ できなかった しては不安で	文服であるがったり、夏物 そのまま答え ってほしいと こが、以前か であり、洗濯	明のが返ったがある。	にがて 申病も
処∃	理 結	果	迅速な対応を図り、相談者の不安の軽減を図ることが、 員との面接を勧めていたが、後日、相談者から退所する。 との電話があった。 相談者の意向を尊重し、面接については中止としたが、 を行った。	ことが決ま	り,面接を取	りやめ	かる

分	類	等	職員の対応	相談者	妹	(実	名)
		田[[姉は認知症があり、最近家主から火の始末に不安がある	ので退居し	てほしいと	こいわれ	た。
			自分自身も体力的に面倒をみてゆくことは困難であるため	り、先日姉と	と話合い,	施設へ	入居
要			する方向で進んでいた。しかし、担当ケアマネジャーは、	相談者へ	在認せず,	入居の	意向
		Ħ	を無視し、「妹なんだから姉の面倒みなければ」などと発	言し、姉の7	生宅介護を	高圧的	な言
			動で一方的に決めてしまった。担当ケアマネジャーに対し	_恐怖感もな	あり,今後	関わり	たく
			ない。				
			事業者に確認したところ、相談者の認識とずれがあった	た。苦情処理	理委員から	,明確	にケ
			アマネジャーに不備があったとは判断できないが、ケアマ	マネジャーフ	が本人のみ	の状態	をみ
<i>h</i> п. э	理 結	: 田	て,在宅生活を判断した様子が窺えるため,家族の状況を	を踏まえた	ケアマネジ	メント	が重
ر علا	生作	一木	要であるとの意見があった。				
			事業者には委員の意見を踏まえ、今回の苦情に至った終	圣緯を分析	し,福祉サ	ービス	の向
			上に向けた取組みを要請した。				

-	VC	f-f-	빠므 이 나는	Looping He	→	/
分	類	等	職員の対応	相談者	子	(実 名)
要		∬Ⅲ	在宅介護を受けている母は、昨日体調を崩し、以前通っ 院からケアマネジャーに連絡があったため、ケアマネジャ ヘルパーに連絡をしてくれたが、自分への連絡は最後では 連絡をすべきではないのか、早い段階で連絡があれば、自 くことができた。また、母が病院で診断された病気につい だから、今までどおりの治療を継続するし、その旨ヘルバ ケアマネジャーには大変世話になっているが、母の病気の の考え方が違うので、ケアマネジャーを変えることが出来	マーが母に作 あった。 ヘバ 自分も病院へ いて, ケアマ ペー等と確認 ひ件や昨日の	けき添い、 レパーよりが く行き医師のマネジャール 忍しているの対応の件を	受診後には たに家族に の説明を聞 は別の病気 と言った。
処:	理 結	果	ケアプランの作成に当っては、本人と家族の同意が必要れず、信頼関係がもてない場合には、契約変更することにケアマネジャーに対する疑問等については、直接確認した	は可能である	る旨を説明	した上で、

分	類	等	その他	相談者	友 人 (実 名)
			友人は以前介護老人保健施設に入所していたが、次の写	更介護認定で	で要支援となる可能性
			が高いと言われ、施設職員と相談し病院に移った。その病	対院では有料	半老人ホーム開設の予
要		山口	定があり、開設後は生涯入居できると聞いたためである。	しかし、有	有料老人ホームの計画
女		Ħ	は中止され、介護老人保健施設となり、その際入退所の意	意向を聞かれ	1たが、行く場所もな
			く,入所継続となった。損害賠償請求をしたいができるも	らのなのか。	また、介護度は現在
			「要支援」とはならず「要介護3」と認定され、判定にも	疑問を感じ	こ る。
			損害賠償等に関することについては、当制度では対応で	できない旨を	を説明し「法テラス」
<i>Ь</i> п. ⊐	细丝	: #	を紹介した。また、施設の現況や不満については、所管認	果へ情報提信	共をすることを説明し
処耳	生 市	市 未	了承を得た。なお、介護度に関する不満等については、平	耳相談を試 る	みたが相談者に連絡が
			つかず対応を終了した。		

分	類	等	サービス内容	相談者	子	(実	名)
			母が介護福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所して2	2日後に死て	亡した。食	事後に	入れ
			歯を喉に詰まらせたことが原因と考えるが、病院搬送時、	家族への過	車絡や対応	が不十	分で
			あり、家族に状況を説明する姿勢が見受けられなかった。	また、葬	養に際して	集まっ	た家
			族に施設から説明があるものと思っていたが、施設関係者	者の参列はか	なく、無責	任な対	応で
要		山口	あると感じた。親族の求めに応じ訪れた職員の説明では,	母の病状に	こついて家	族と認	識が
			異なっており、死亡原因についても納得できなかったため),責任者に	再度説明	を求めた	こから、
			誠意のない対応だった。				
			施設がたくさん整備され、利用できるところが増えるの	Dはよいが,	認可にあ	たって	は内
			容をきちんと精査してほしい。				
			事業者に確認したところ、状況説明について病院搬送	寺に相談者の	の家族に行	「ったほ	カュ
			親族の求めに応じ再度説明しており、その際に「分かった	と」との発	言があった	ことか	ら理
			解されたものと受け取っていた。利用者の病状についてに	は、服薬状活	兄を含め担	当医に	確認
<i>Ь</i> П. ∓	里 結	甲.	しており間違いないとのこと。相談者と各事業者の話はた	大きく食い	違っており	,事実	を確
70 1	生 小口	$\overline{\mathcal{A}}$	認することはできないが、施設には説明責任があることだ	から誠意を	もって対応	するよ	う要
			請した。なお、本件について事業者は、病状の急変であり	り事故と認	識していな	かった	が,
			入れ歯の誤飲に起因する死亡事例とも考えられることから	う,施設と	しての責任	を認識	する
			よう指導し、事故報告書の提出を求めた。				

分 類 等	サービス利用	相談者	本 人	実	名)				
要旨	要 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
処理結果	市外のグループホームの問題であり、当事務局では対応整委員会に苦情の内容を伝え、相談者の対応を引継いだ。 担当ケースワーカーの対応については、所管課に確認いても、担当ケースワーカーから説明を行っていたが、米状況であるとのこと。なお、調査の結果グループホームにであった。	したところ, 情神上の疾病	生活保護の患があり理解	の廃止解が難	につしい				

分	類	等	サービス内容	相談者	家族	(匿	名)		
			母は介護老人福祉施設に入所している。入浴に関し同性	生介助をお源	頭いしても,	理由の	の説		
			明もなく断られている。また,何度か依頼しているうちに	こ,不満がな	あるなら施設	とを退	折し		
要		皿	てほしいような話をされた。						
			施設を介護報酬で運営しているなら,介護保険料を負担	旦している和	利用者や家族	大の要望	望に		
			歩み寄る姿勢が必要ではないのか。						
			事業者に確認したところ,同性介助の要望については同	可能な限り	対応している	るが, I	職員		
			間の認識が異なっている可能性があるので、事業所内での	の対応を再る	確認するとの	のことだ	だっ		
処理	里 結	果	た。						
			後日、担当職員の対応について留意するよう要請した。						
			その後、事業者から状況の確認と今後の対応について協	協議したとの	つ報告があっ	た。			

(5) 介護保険以外の民間サービスに関する苦情

分	類	等	サービス内容	相談者	親	(実	名)
			2歳の子どもを保育園へ迎えに行ったが、園内に姿が身	見当たらなな	かったため	戦員と	とも
			に探したところ、園から2区画ほど離れた場所で発見され	た。この。	ような事態に	こ対し	て,
			保育園側の危機管理体制および対応が全く確立されており	うず非常にる	不安であった	た。ま	た,
要		山口	事件後の保育園側における、この件に関する経過報告、全	冷後の改善第	策等につい	ても明	確な
			回答がなく非常に不信感をもった。				
			保育園側には、今まで子どもに対し細かく対応してもら	らい良い印象	象をもってい	いるが	, <u>~</u>
			れからも子供を預けることについては不安を感じている。				
			事故にはならなかったものの、保育園側の責任、危機管	管理体制が	問われる重	大な事	例と
			考え、所管課と共に法人に対し調査を行った。				
			調査結果を受け、苦情処理委員から、単なる保育士の意	意識の問題が	だけにとど	まらず	,法
<i>Б</i> п з	理 結	ш	人全体の危機管理体制に原因があることから、人員配置の	や設備等の	再検討を行	うこと	のほ
χ <u>ι</u> ,	生 桁	术	か、法人全体で利用できる、分かり易い危機管理マニュス	アルの作成	およびその	 司知徹	底を
			行うなどの対応を求める意見があり、法人に対し改善の執	告を要請し	た。		
			法人からは、安全管理マニュアルの作成と、その周知権	敵底および	動務体制と	玄関施	錠等
			の施設管理についての改善報告があった。				_

分	類	等	サービス内容		親	(匿	名)
子どもが障がい者施設を利用しているが、子ども達を大切にしないなど施設の対応 満があるため、体制づくりについて要望書を提出しているが回答がない。他の父母にもが世話になっているため、学園に苦情を言い出せないでいる。							
			施設は、もう少し父母の意見に対して耳を傾けてほしい	\ ₀			
処理結		果	苦情処理委員との面接を勧めたが、相談者の希望により 改善されない場合は、委員に相談することとなった。	り,まずは原	所管課が対	応し,	何も
		•	所管課では、苦情内容を踏まえ、今後の指導等において	留意するこ	ととなった	F	

分	類	等	職員の対応	相談者	子	(実 名)
要		四区	相談者の母は相談者が知らないうちに施設へ入所させたっている。その施設は壊してもいない備品の弁償を求めれても、必ず職員が同席するので、退所の話などの込み入る要望を取り入れてくれず不満である。また、地域包括支援センターの職員は、母の退所についしたのに、全くその気がない。	とり, 相談者 った話が出3	者が母への持 たないなど,	妾見を求め 相談者の
処∃	所管課および事業者に確認したところ、施設へ入所している母親は、相談者からのなどにより、民生委員、包括支援センター等の判断で緊急保護し、入所させたものでは今退所させることは明らかに問題であるとのことであった。 各関係機関に対し、今後も留意して対応してもらうよう要請した。					

					110.00
分	類	等	職員の対応	相談者	本 人 (匿 名)
		山区	応急生活資金の貸付を受けたいので電話をしたところ、	まだ申請	彗も提出していないの
- 111			に、保証人の名前や職業まで聞かれたが、なぜ聞く必要が	ぶあるのだろ	ろうか。申請の時に住
要			民票を添付するが、その金額についても安いものではなく	く負担になる	る。担当者はもう少し
			思いやりのある対応をしてほしい。		
	理 結	結 果	社会福祉協議会に確認したところ、来所したのに「連続	帯保証人と	して資格がないため受
<i>Ь</i> п. ⊐			けられない」と断ることを防ぐ意味で行っており、申請呼	寺の住民票浴	添付についても,市内
Xr i			居住かを確認するために必要であるとのこと。苦情処理を	委員からは,	事業者の対応に不備
			はないとの意見であった。		

(6) 平成19年度から平成20年度へ継続した苦情

H19 年度 No.49 (継続)

分類等	サービス内容	相談者	子	(実名)
要旨	母が老人保健施設に入所していたが、入所中に栄養不足 ころ、そのまま入院となり、2か月経たないうちに亡くな 栄養不足になるまで何もしなかった施設の対応に納得い また、目薬の取扱いやリハビリの内容など、いろいろろ らえなかった。	なってしまっ いかない。	た。	
処理結果	らを踏ま <i>え</i> ,記録の言 らに家族等	がらあっ されていた 大況に応じ と、施設の 己載方法の		

H19 年度 No.50 (継続)

						110.00 (hPE)
分	類	等	サービス内容	相談者	子	(実名)
			母はグループホームに入居してから体重が減少するなと	「健康状態が	悪化し,刀	【居後約1
			年で退居したが、施設の対応は入居者やその家族の意向を	無視したも	のであり,	次のとお
		N N H	り不誠実なものであった。			
			・施設の責任者が明確でなく施設の体制が機能していなか	った。また	責任者 ∅	資質に問
要			題があった。			
安		Ħ	・職員の入れ替わりも多く、引継ぎが適切に行われないま	ミまサービス	が提供され	ていた。
			・ケアプランに本人、家族の意向が反映されず、形式的に	作成されて	いた。	
			・専門的知識が欠けている職員が多く、適切なサービスか	提供されて	いなかった	-0
			・通院、処方について、家族へ継続して報告がなされなか	った。		
			このような施設の体制は改善させるべきである。			
			(平成19年度から継続)			
				された。 大いたま、 正言主	1 + 1, > 1	7 4+1-1-1-1-1
			苦情処理委員から、指導監督権限のある市立保健所にも			
			導を2回行い,指導事項に対する改善報告の提出を受けた			11.107 — 1
			別途調査を行った。苦情発生当時の当該施設には施設長・			/ · · ·
			一分かりづらい状況で、また、ケアプランの作成・見直しに		-	
			に反映されているとは言い難かったほか、職員の資質向」		種研修から	を かって こうしん
処	理結	果	いるものの研修内容の共有化が図られていないことが確認			
			委員から、施設の業務管理者と責任者の位置づけを明確	1 - 1 - 1		•
			い体制づくりをすべきであり、責任者となる職員の資質に	可上を図ると	ともに, 罪	
			の情報は全職員が共有化すること,苦情処理の体制を強化	とし第三者委	員を設置す	することに
			ついて意見があり、事業者に改善の要請をした。			
			事業者から、施設の管理責任を明確化するため法人とし	して組織を統	一して分れ	かりやすく
			したほか、計画的な職員教育の実施や第三者委員を含めた	产苦情処理体	制の整備に	こついて改
			善報告があり、相談者に対応結果について報告し対応を終	冬了した。		

参 考 資 料

- 資料1 苦情等の分類
- 資料2 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例
- 資料3 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例施行規則

資料1 苦情等の分類

1 受付分類について

	久 门が及(こ) C							
区 分	分 類 基 準							
苦情	相談内容の中に、次のような内容が含まれているもの ① 市の機関および民間事業者への不満 ② 市の機関および民間事業者から被害を受けた ③ 市の機関および民間事業者との間にもめごとが生じた 等利用者の信念や考えに基づく苦情、苦言などを含んだ意見・提言							
相談等	苦情以外の相談や問合せで、① 話を聞いてほしい② サービスに関して、アドバイスをしてほしい等内容に苦情的要素を含まないものであり、その内容が明確なもの							

2 苦情等の種別について

区分	分類基準	苦情等の内容
市の処分	サービス利用者・申請者の個別的な状況 に基づき、市が決定・実施する処分(行為) に関するもの (措置・認定・処遇等)	①高齢者関係 ②障がい者関係 ③生活保護関係 ④児童・保育関係 ⑤母子関係 ⑥その他
市のサービス提供	市の処分に基づいて、市が直接提供する サービスおよび市が取り扱っている福祉の 事務に関するもの (委託先法人に関するものを含む。)	①制度関係 ②申請・認定関係 ③職員の対応 ④サービス内容 ⑤サービス利用 ⑥その他
市の介護保険に関する処分等	要介護認定や保険料徴収等の介護保険に係る行政処分および制度に関するもの	①制度関係 ②保険料・利用料関係 ③申請・認定関係 ④サービス内容 ⑤職員の対応 ⑥その他
介護保険サービス提供事業者	介護保険サービス提供事業者が提供する サービスに関するもの	①サービス内容 ②サービス利用 ③職員の対応 ④利用契約関係 ⑤介護支援専門員 ⑥その他
介護保険以外の 民間サービス事業者	介護保険以外で、民間福祉サービス事業 者が提供するサービスに関するもの (利用者間の契約に基づくサービスを含む。)	①サービス内容 ②サービス利用 ③職員の対応 ④利用契約関係 ⑤その他
その他	福祉サービス以外に関するもの	①医療関係 ②地域関係 ③その他

3 処理結果について

区分	分類基準
解決・了解 ① 調査結果を申立人、相談者に通知 ② 説明、助言を行い了解 ③ 苦情の内容を所管課または事業者 に報告 ④ 苦情に対して一応の解消がなされ たため対応を中止	相談者の相談目的が、一応達成されたと判断できたり、確認ができた場合 ① 相談者の混乱や情緒が安定 ② 相談者の意向が反映されることとなり、苦情に対して、一応の解消または軽減がなされた場合等
関係機関・他部局を紹介	苦情の内容が管轄外であるため関係機関・他部局を紹介した場合 (相談者に情報を提供し、本人が直接関係機関・他部局へ連絡する意向を持っている場合を含む。)
継続中	① 相談の継続が必要な場合であり、相談者の意思により次回相談等が予定されている場合 ② 調査等が継続している場合
対応を中止	相談者からの連絡がなく、対応を中止し た場合 (匿名のため連絡が取れないもの等)
その他	上記のいずれにも属さない場合

資料2 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例

平成12年12月20日 条例第66号

目次

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 福祉サービス苦情処理委員 (第6条~第11条)

第3章 申立ての手続、調査、勧告等(第12条~第19条)

第4章 雑則(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、福祉サービスの適用に係る市民の苦情の処理に関し必要な事項を定め、公平な立場で適切かつ迅速に処理することにより、市民の権利利益の 擁護を図り、もって市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「福祉サービス」とは、福祉のサービスその他福祉に関する事務事業をいう。

(申立事項)

- 第3条 この条例による苦情の申立て(以下「申立て」という。)をすることができる事項は、市の機関が行う福祉サービスの個別の適用に関するものとする。ただし、次に掲げる事項については、申立てをすることができない。
 - (1) 裁判所において係争中の事項または既に裁判所において判決等のあった事項
 - (2) 現に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てを行っている事項または不服申立てに対する裁決もしくは決定を経て確定している事項
 - (3) この条例により苦情の処理が終了している事項 (申立人)
- 第4条 申立てをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする
 - (1) 福祉サービスの適用を受け、もしくは取り消され、またはその申請を却下された者(以下「本人」という。)
 - (2) 本人の配偶者または3親等以内の親族
 - (3) 本人と同居している者
 - (4) 本人の住所地の区域を担当する民生委員
 - (5) 市の区域を担当する身体障害者相談員または知的障害者相談員
 - (6) その他市長が特に認める者

(申立期間)

第5条 申立てをすることができる期間は、当該申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、函館市福祉サービス苦情処理委員が、この期間内に申立てをすることができなかったやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 福祉サービス苦情処理委員

(設置)

第6条 第1条の目的を達成するため、函館市福祉サービス苦情処理委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の定数等)

- 第7条 委員の定数は、2人とする。
- 2 委員は、人格が高潔で、福祉に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が 委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員の解嘱)

第8条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

(委員の職務)

- 第9条 委員は、それぞれ独立して、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号に掲 げる職務(制度の改善に係るものに限る。)については、委員の合議によるもの とする。
 - (1) 申立てについて調査し、適切かつ迅速に処理すること。
 - (2) 是正の措置を講ずるよう勧告すること。
 - (3) 制度の改善等について提言すること。
 - (4) 市長の諮問に応じ、社会福祉法人等が行う福祉サービスについて意見を述べること。
 - (5) 社会福祉法人等が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、および必要に応じこれに関し市長に意見を述べること。

(委員の責務)

- 第10条 委員は、福祉サービスに関する市民の権利利益の擁護者として、公正かつ 適切に職務を遂行しなければならない。
- 2 委員は、その地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。
- 4 委員は、申立ての処理に当たっては、個人情報の保護について最大限の配慮を しなければならない。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。 第3章 申立ての手続、調査、勧告等

(申立手続)

- 第12条 申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を委員に提出 しなければならない。ただし、委員が書面によることができない特別の理由があ ると認めるときは、口頭により申立てをすることができる。
 - (1) 申立てをしようとする者の氏名および住所
 - (2) 申立てに係る事実のあった日

- (3) 苦情の内容
- (4) その他規則で定める事項

(調査に係る通知)

- 第13条 委員は、申立てについて調査をするときは、関係する市の機関にその旨を 通知しなければならない。
- 2 委員は、申立てがその要件に適合しないと認めるときは、その旨を理由を付して申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。
- 3 委員は、申立ての調査を開始した後において、申立てがその要件に適合しなくなったこと等により当該調査を中止したときは、その旨を理由を付して申立人および関係する市の機関に通知しなければならない。

(調査の方法)

- 第14条 委員は、申立ての調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し 説明を求め、その保有する帳簿書類その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を 求め、または実地に調査することができる。
- 2 委員は、申立ての調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、質問 し、もしくは事情を聴取し、または実地に調査することについて協力を求めるこ とができる。

(審査)

第15条 委員は、申立ての調査の結果に基づき、当該申立ての内容の当否について 審査しなければならない。

(勧告等)

- 第16条 委員は、前条の規定による審査の結果、申立てに理由があると認めるときは、市の機関に対し、当該申立てに係る福祉サービスの個別の適用について是正の措置を講ずるよう勧告しなければならない。この場合において、委員は、勧告の内容を申立人に通知しなければならない。
- 2 市の機関は、前項の規定による勧告を受けた場合において、是正の措置を講ずるときは当該措置の内容を、是正の措置を講ずることができないときはその理由を委員に報告しなければならない。この場合において、委員は、報告の内容を速やかに申立人に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による報告は、勧告を受けた日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 4 委員は、前条の規定による審査の結果、申立てに理由がないと認めるときは、 その旨を理由を付して申立人および関係する市の機関に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定による通知および前項の規定による通知は、申立てがあった日の翌日から起算して45日以内にしなければならない。ただし、この期間内にすることができない特別の理由があるときは、その旨を理由を付して申立人に通知しなければならない。

(提言等)

第17条 委員は,第15条の規定による審査の結果に基づき必要があると認めると きは,市の機関に対し福祉サービスに係る制度の改善等について提言することが できる。この場合において,委員は,提言の内容を申立人に通知しなければなら ない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提言を受けた場合において、制度の改善等をするときはその内容を、制度の改善等をすることができないときはその理由を委員に報告しなければならない。制度の改善等をすることができる場合において、それを直ちにすることができないときは、それをしたときに、その旨を委員に報告しなければならない。
- 3 前項前段の規定による報告は、提言を受けた日の翌日から起算して90日以内 にしなければならない。
- 4 委員は、第2項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに申立人 に通知しなければならない。

(勧告等の尊重)

- 第18条 市の機関は,第16条第1項の規定による勧告または前条第1項の規定による提言を受けたときは,当該勧告または提言を尊重し,誠実かつ適切に対応しなければならない。
- 2 市長は,第9条第4号または第5号の意見を受けたときは,当該意見を尊重し, 誠実かつ適切に対応しなければならない。

(処理状況の報告)

第19条 委員は、毎年、申立ての処理状況について、市長に報告しなければならない。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成12年4月1日以後に発生した事実に係る申立てについて適 用する。
- 3 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部 を次のように改正する。

別表第2中

 介護認定審査会の委員
 日額 12,000円

 を

 「

 介護認定審査会の委員
 日額 12,000円

 福祉サービス苦情処理委員
 月額 147,000円

改める。

平成13年3月30日 規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例(平成12年函館市条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(条例第12条第4号の規則で定める事項等)

- 第2条 条例第12条第4号の規則で定める事項は、条例第4条第2号から第6号までの規定に該当する者が条例第3条に規定する申立て(以下「申立て」という。)をする場合における当該申立てに係る本人(条例第4条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の氏名および住所ならびに当該申立てをする者の本人との関係とする。
- 2 条例第12条の書面は、別記第1号様式の申立書によるものとする。 (調査に係る通知等)
- 第3条 次の各号に掲げる通知等は、当該各号に定める様式の通知書等によりするものとする。
- (1) 条例第13条第1項の規定による通知 別記第2号様式の通知書
- (2) 条例第13条第2項の規定による通知 別記第3号様式の通知書
- (3) 条例第13条第3項の規定による通知 別記第4号様式の通知書
- (4) 条例第16条第1項の規定による勧告 別記第5号様式の勧告書
- (5) 条例第16条第1項の規定による通知 別記第6号様式の通知書
- (6) 条例第16条第2項の規定による報告 別記第7号様式の報告書
- (7) 条例第16条第2項の規定による通知 別記第8号様式の通知書
- (8) 条例第16条第4項の規定による通知 別記第9号様式の通知書
- (9) 条例第16条第5項ただし書の規定による通知 別記第10号様式の通知書
- (10) 条例第17条第1項の規定による提言 別記第11号様式の提言書
- (11) 条例第17条第1項の規定による通知 別記第12号様式の通知書
- (12) 条例第17条第2項前段の規定による報告 別記第13号様式の報告書
- (13) 条例第17条第2項後段の規定による報告 別記第14号様式の報告書
- (14) 条例第17条第4項の規定による通知 別記第15号様式の通知書 (委員の庶務)
- 第4条 函館市福祉サービス苦情処理委員の庶務は、福祉部において処理する。 (運用状況の公表)
- 第5条 条例第20条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示し、または広報紙 に掲載して行うものとする。
 - (1) 申立ての件数および苦情の概要
 - (2) 申立ての処理状況
- (3) 条例第9条第4号の諮問および意見ならびに同条第5号の意見の概要 (補則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

平成20年度函館市福祉サービス苦情処理制度運用状況報告書 [平成20年4月1日~平成21年3月31日] 平成21年10月発行

編集•発行

福祉サービス苦情処理委員事務局 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市福祉部福祉推進課内

電 話 0138 (21) 3297

FAX 0138 (26) 6657

E-mail: fukushi-kujosyori@city.hakodate.hokkaido.jp